ロ　A地点から二二四度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

二　伊良湖水道航路をこれに沿って南の方向に航行し、同航路の南東側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　神島灯台（北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五九分一一秒）から一〇二度三〇分四、一八〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）から三一四度一、八五〇メートルの地点まで引いた線の西側の海域を航行すること。

ロ　B地点から一九八度三、三一〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

三　伊良湖水道航路の南東側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って北の方向に航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　B線の東側の海域を航行すること。

ロ　B地点から四四度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

四　伊良湖水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路の北西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　A線の東側の海域を航行すること。

ロ　A地点から四四度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

して伊勢湾第二号灯浮標が設置されている。

大阪湾北部海域における経路

一　神戸灯台（北緯三四度三八分五四秒東経一三五度一〇分五秒）から一一七度三〇分七、三一〇メートルの地点から一八〇度四、三一〇メートルの地点（以下この項において「A線」という。）を横切った後、「同灯台から一五八度四、六三〇メートルの地点から一八〇度五、三六〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「B線」という。）を横切って航行しようとする総トン数五〇〇トン以上の船舶は、同灯台から一三二度三、八四〇メートルの地点（以下この項において「C線」という。）の北側の海域を航行すること。

二　B線を横切った後、A線を横切って航行しようとする総トン数五〇〇トン以上の船舶は、C線の南側の海域を航行すること。

一　A地点を示す目安として神戸沖第二号灯浮標が設置されている。

二　B地点を示す目安として神戸沖第一号灯標が設置されている。

洲本沖灯浮標及び由良瀬戸付近海域における経路

一　北緯三四度二一分二〇秒の線（以下この項において「A線」という。）を横切って航行し、友ヶ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東経一三五度二秒）、同灯台から一八〇度一、四九〇メートルの地点、生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分）を順次に結んだ線（以下この項において「B線」という。）を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、友ヶ島灯台から五度一、八九〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）を左げんに見て航行すること。

二　友ヶ島灯台、同灯台から〇度一、八九〇メートルの地点、淡路由良港成山防波堤灯台（北緯三四度一七分五一秒東経一三四度五六分四三秒）を順次に結んだ線（以下この項において「C線」という。）を横切って航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　友ヶ島灯台から三一五度二、八六〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「D線」という。）の西側の海域を航行すること。

ロ　D線から二七〇度の方向に一五〇メートル以上離れた海域を航行すること。

三　B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　D線の東側の海域を航行すること。

ロ　D線から九〇度の方向に一五〇メートル以上離れた海域を航行すること。

明石海峡航路東側出入口付近海域における経路

一　明石海峡航路の東側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする長さ五〇メートル以上の船舶は、次のイからハに定めるところによること。

イ　平磯灯標（北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五秒）から一六〇度四、五五〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯標から二一五度二、七〇〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）までで引いた線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。

ロ　平磯灯標から一三九度二、三五〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

ハ　A地点から二〇〇メートル以上離れた海域を航行すること。

二　明石海峡航路の境界線を横切って同航路外に出た長さ五〇メートル以上の船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　A線の南側の海域を航行すること。

ロ　A地点から二〇〇メートル以上離れた海域を航行すること。

一　A地点を示す目安として明石海峡航路東方灯浮標が設置されている。

二　B地点を示す目安として明石海峡航路中央第三号灯浮標が設置されている。

明石海峡航路西側出入口付近海域における経路

一　明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、江埼灯台（北緯三四度三六分二三秒東経一三五度三九分二、〇五〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）の北側の海域を結んだ線（以下この項において「A線」という。）を横切って航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切って東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。

二　明石海峡航路の西側の出入口の境界線をこれに沿って東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。

一　A地点を示す目安として明石海峡航路西方灯浮標が設置されている。

二　B地点を示す目安として明石海峡航路第一号灯浮標が設置されている。

釣島水道付近海域における経路

一　野忽那島灯台（北緯三三度五七分五八秒東経一三二度四一分一五一秒）から一二四度三〇分二、四四〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）、釣島灯台（北緯三三度五三分三五秒東経一三二度三八分一九秒）から二四七度二〇分二、三〇〇メートルの地点及び野忽那島灯台から一〇〇度三〇分一、二四〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を順次に

一　C地点を示す目安として安芸灘南航路第一灯浮標が設置されている。